

## 大阪府有床診療所等スプリンクラー等施設整備費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 大阪府（以下「本府」という。）は、有床診療所等の防火対策を推進するため、有床診療所等が実施するスプリンクラー等の施設整備事業に対し、予算の定めるところにより、大阪府有床診療所等スプリンクラー等施設整備費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号、以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助事業者)

第2条 本補助金の補助対象者は、市町村、医療法人、社会福祉法人、その他知事が適当と認める者で厚生労働省が定める「有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業実施要綱」に基づき事業を実施する者とする。

### (補助対象施設)

第3条 本補助金の補助対象施設は、大阪府内に所在する診療所、病院、助産所のうち病床又は入所施設を有している棟で、平成26年10月に交付された消防法施行令の一部を改正する法令（平成26年政令第333号）等により新たに消防用設備の整備を実施する義務の生じた施設、若しくは設置する義務は生じていないが、防災対策のために自主的に消防用設備の整備を実施する施設が、第4条に掲げる事業を行うものに対して交付するものとする。

### (対象事業)

第4条 本事業の以下の内容について、補助するものとする。

- (1) スプリンクラー施設整備（パッケージ型自動消火設備及び消防法施行令（昭和36年政令第37号）第32条の規定によりスプリンクラー設備の代替設備として認められた設備を含む）
- (2) 自動火災報知設備整備

### (交付額の算定方法)

第5条 この補助金の交付額は、次の各号により算出された額とする。

ただし、施設ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

ア 別表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第3欄に掲げる補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

### (補助の条件)

第6条 規則第6条第2項の規定により、附する条件は次のとおりとする。

(1) 補助事業内容のうち、次のものを変更する場合、速やかに知事の承認を受けなければならない。

ア 建物の設置場所（ただし、設置予定敷地内における設置場所の変更で機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）

イ 建物の規模、構造又は用途（ただし、機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
  - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
  - (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。
  - (5) 知事の承認を受けて前号に定める財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を府に納付させることがある。
  - (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
  - (7) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後10年間保管しておかななければならない。
  - (8) 補助申請予定額（複数の補助事業の申請を予定している場合には、その合計額）が1億円以上の施設整備を行う場合には、原則として5社以上の競争入札を行わなければならない。
  - (9) 補助事業を行うために請負契約を締結する場合は、一括下請負の承諾をしてはならない。
  - (10) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第4号）により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を府に納付させることがある。
  - (11) 補助事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。
- 2 規則第6条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更は、経費の20%以内の変更とする。
  - 3 規則第6条第1項第2号の規定による知事の定める軽微な変更は、次の場合とする。
    - (1) 補助事業に要する経費の20%以内の増減を伴う事業内容の変更
    - (2) 建物の設置予定敷地内における設置場所の変更で機能を著しく変更しない軽微な変更
    - (3) 建物の規模、構造又は用途の変更で機能を著しく変更しない軽微な変更

（補助金の交付の申請）

第7条 規則第4条第1項による申請は、次に掲げる書類を知事が指定する日までに、知事に提出しなければならない。

- (1) 大阪府有床診療所等スプリンクラー等施設整備費補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 要件確認申立書（様式第1号の2）
- (3) 暴力団等審査情報（様式第1号の3）
- (4) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付の決定及び通知)

第8条 知事は前条の申請があったときは、規則第5条の規定により、補助金の交付決定を行い、補助金の交付を受けようとする補助事業者に対し通知する。

(補助金交付の申請の取下げ)

第9条 補助金の交付の申請をした者は、規則第8条の規定による通知を受け取った日から起算して10日以内に限り当該申請書を取り下げることができる。

2 前項の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(実績報告)

第10条 規則第12条の規定による報告は、大阪府有床診療所等スプリンクラー等施設整備費補助金事業実績報告書(様式第2号)を補助事業の完了した日の翌日から起算して30日以内又は翌年度の4月10日までのいずれか早い日までに知事に提出することにより行わなければならない。

(補助金の交付)

第11条 知事は、規則第13条の規定による補助金の額の確定の後、当該補助金を交付する。

ただし、知事は、事業の円滑な遂行を図るため必要があると認めるときは、規則第5条に規定する補助金の交付の決定をした額の全部又は一部を概算払により交付する。

2 前項ただし書きの規定により補助金の交付を受けようとする者は、規則第7条の規定による通知を受け取った日以後、速やかに大阪府有床診療所等スプリンクラー等施設整備費補助金交付請求書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

(立入調査)

第12条 知事は、補助金に係る予算の執行の適正を期するために必要があると認められるときは、補助金の交付決定を受けた事業者に対して、報告させ、又は、本府職員にその事務所、施設等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(取得財産の処分制限)

第13条 規則第19条ただし書き並びに同条第4号の規定により知事が定める期間及び財産の種類は、補助事業等により取得した財産の処分制限期間(平成12年厚生省告示第105号)のとおりとする。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年11月20日から施行し、平成26年10月27日より適用する。
- 2 この要綱は、平成27年3月30日から施行し、改正後の基準額は平成27年度以降に事業を開始する補助事業者から適用する。
- 3 この要綱は、令和元年9月6日から施行し、改正後の基準額は令和元年度以降に事業を開始する補助事業者から適用する。
- 4 この要綱は、令和2年9月8日から施行し、令和2年4月1日から適用する。
- 5 この要綱は、令和5年11月13日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
- 6 この要綱は、令和6年8月22日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(別表)

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
<p>1 スプリンクラー施設整備 当該施設の対象面積に次に掲げる基準単価を乗じた額とし、消火ポンプユニットを整備する場合は(1)、(2)に限り1施設当たり2,350千円加算する</p> <p>(1) 通常型スプリンクラー 対象面積1㎡当たり 基準単価 23千円</p> <p>(2) 水道連結型スプリンクラー 対象面積1㎡当たり 基準単価 22千円</p> <p>(3) パッケージ型自動消火設備 対象面積1㎡当たり 基準単価 27千円</p> <p>(4) 消防法施行令(昭和36年政令第37号)第32条適用設備 対象面積1㎡当たり 基準単価 26千円</p> <p>2 自動火災報知設備整備 自動火災報知設備を新設する場合 1施設当たり 1,222千円</p>	<p>スプリンクラー(パッケージ型自動消火設備を含む)整備のために必要な工事費又は工事請負費</p> <p>自動火災報知設備整備のために必要な工事費又は工事請負費</p>	<p>2分の1</p> <p>定額</p>